

広島県特定非営利活動促進法施行細則（平成十年広島県規則第七十九号）

（最終改正 平成二十九年広島県規則第九号）

（趣旨）

第一条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）及び広島県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年条例第二十号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設立の認証申請等）

第二条 条例第二条第一項の申請は、別表第一の上欄に掲げる申請の種類に応じ、同表の中欄に掲げる様式により、同表の下欄に掲げる添付書類については副本一通を添えて行うものとする。

（公告等及び縦覧）

第三条 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項で準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による公告は、広島県報に登載して行う。

2 法第十条第二項の規定による公表は、県のウェブサイトに掲載して行う。

3 法第十条第二項の規定による縦覧は、広島県庁において行う。

（設立登記の届出）

第四条 法第十三条第二項の規定による届出は、別記様式第八号の特定非営利活動法人登記完了届出書によって行うものとする。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書についてはその写し一通を、財産目録については副本一通をそれぞれ添えるものとする。

（役員の変更等の届出）

第五条 法第二十三条第一項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による役員の変更等の届出は、別記様式第九号の特定非営利活動法人役員変更等届出書によって行うものとする。

2 法第二十三条第二項の規定の適用を受ける場合における条例第二条第三項の規定の適用については、同項中「申請日」とあるのは、「届出日」とする。

3 特定非営利活動法人のうち知事が所轄するものにあつては、第一項の届出書に添付する変更後の役員名簿については、副本一通を添えるものとする。

（事業報告書等の提出等）

第六条 条例第四条の届出又は提出は、別表第二の上欄に掲げる届出又は提出の種類に応じ、同表の中欄に掲げる様式により、同表の下欄に掲げる添付書類については副本一通を添えて行うものとする。

（定款変更登記の提出）

第七条 法第二十五条第七項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出は、別記様式第十五号の定款変更登記完了提出書によって行うものとする。

2 特定非営利活動法人のうち知事が所轄するものにあつては、前項の提出書に添付する登記事項証明書については、その写し一通を添えるものとする。

（事業報告書等の謄写）

第八条 条例第六条第三項の規定による謄写は、広島県庁において行うものとする。

（事業の成功の不能による解散の認定の申請）

第九条 法第三十一条第二項の規定による法人の解散の認定の申請は、別記様式第十六号の特定非営利活動法人解散認定申請書によって行うものとする。

（解散の届出等）

第十条 法第三十一条第四項の規定による法人の解散の届出は、別記様式第十七号の特定非営利活動

法人解散届出書によって行うものとする。

2 前項の届出書には、解散の事実及び清算人が就任した事実を証する登記事項証明書を添付しなければならない。

3 法第三十一条の八の規定による清算人就任の届出は、別記様式第十八号の特定非営利活動法人清算人就任届出書によって行うものとする。

4 前項の届出書には、当該清算人が就職した事実を証する登記事項証明書を添付しなければならない。

(残余財産の譲渡の認証申請)

第十一条 法第三十二条第二項の規定による残余財産の譲渡に係る認証の申請は、別記様式第十九号の特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書によって行うものとする。

(清算終了の届出)

第十二条 法第三十二条の三の規定による清算終了の届出は、別記様式第二十号の特定非営利活動法人清算終了届出書によって行うものとする。

2 前項の届出書には、清算終了したことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第十三条 法第三十五条第一項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併する各法人について作成し、同条第二項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの法人の事務所に備え置かなければならない。

(合併登記の届出)

第十四条 法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定に合併の登記の届出は、別記様式第八号の特定非営利活動法人登記完了届出書によって行うものとする。

2 第四条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(検査の際の身分証明書)

第十五条 法第四十一条第三項（法第六十四条第七項において準用する場合を含む。）の職員の身分を示す証明書は、別記様式第二十一号による。

(認定等に関する公示事項)

第十六条 条例第七条の公示事項は、認定特定非営利活動法人等の定款に記載された当該法人の目的とする。

(認定特定非営利活動法人等の代表者変更届)

第十七条 法第五十三条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第二十二号の認定特定非営利活動法人等の代表者変更届出書によって行うものとする。

(情報通信の技術を利用する方法に関する事項)

第十八条 法第七十四条の規定により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条から第六条までの規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合における手続等については、広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第六十七号）に定める手続等の例による。

(書面の保存等における情報通信の技術を利用する方法)

第十九条 条例第九条第二項に規定する書面の作成に代えて行う当該書面に係る電磁的記録の作成は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法によるものとする。

第二十条 条例第九条第二項に規定する書面の備置きに代えて行う当該書面に係る電磁的記録の備置きは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- 2 特定非営利活動法人が、前項の規定による電磁的記録の備置きを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができ、及び書面を作成することができるようにしなければならない。

第二十一条 条例第九条第二項に規定する書面の閲覧に代えて行う当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の閲覧は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

附 則

この規則は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則(平成一五年三月一七日規則第一八号)

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則(平成一六年一二月二八日規則第七七号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、破産法(平成十六年法律第七十五号)の施行の日(平成十七年一月一日)から施行する。

附 則(平成一七年三月二八日規則第二〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年一〇月一日規則第八四号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年三月二六日規則第一四号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年一二月二七日規則第七一号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則(平成二四年三月二九日規則第二四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、改正前の広島県特定非営利活動促進法施行細則の規定に基づいてなされた申請、届出及び提出については、この規則による改正後の広島県特定非営利活動促進法施行細則の規定に基づいてなされた申請、届出及び提出とみなす。

- 3 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十号)附則第六条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる事業報告書等、役員名簿等及び定款等の提出は、この規則による改正前の広島県特定非営利活動促進法施行細則別記様式第五号の二の様式により行うものとする。

附 則(平成二十九年三月三十日規則第九号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、改正前の広島県特定非営利活動促進法施行細則の規定に基づいてなさ

れた申請、届出及び提出については、この規則による改正後の広島県特定非営利活動促進法施行細則の規定に基づいてなされた申請、届出及び提出とみなす。

- 3 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる書類の提出は、この規則による改正前の広島県特定非営利活動促進法施行細則別記様式第十五号の様式により行うものとする。

別表第一（第二条関係）

申請の種類	様式名	添付書類
一 法第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立認証申請	別記様式第一号	一 定款 二 役員名簿 三 設立趣旨書 四 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 五 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書
二 法第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証申請	別記様式第二号	一 変更後の定款 二 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（法第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項を変更する場合に限る。） 三 役員名簿（所轄庁の変更を伴う場合に限る。）
三 法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の合併認証申請	別記様式第三号	第一項に掲げる書類。この場合において、「設立」とあるのは「合併」とする。
四 法第四十四条第二項の規定による認定特定非営利活動法人の認定申請	別記様式第四号	法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類
五 法第五十一条第五項において準用する法第四十四条第二項の規定による認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新申請	別記様式第五号	前項に掲げる書類
六 法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第二項の規定による特例認定特定非営利活動法人の特例認定申請	別記様式第六号	第四項に掲げる書類
七 法第六十三条第五項において準用する法第五十八条第二項及び法第六十三条第五項において準用する法第四十四条第二項の規定による認定特定非営利活動法人等の合併認定申請	別記様式第七号	第四項に掲げる書類

別表第二（第六条関係）

届出又は提出の種類	様式名	添付書類
一 法第二十五条第六項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による特定非営利活動法人の定款変更届出	別記様式第十号	当該法人のうち知事が所轄するものについては、変更後の定款
二 法第二十九条（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による特定非営利活動法人の事業報告書等の提出	別記様式第十一号	当該法人のうち知事が所轄するものについては、変更後の定款
三 法第五十二条第二項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による認定特定非営利活動法人等の変更後の定款等の提出	別記様式第十二号	
四 法第五十五条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等の提出	別記様式第十三号	当該法人のうち知事が所轄するものについては、当該規定により提出すべき全ての書類
五 法第五十五条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による認定特定非営利活動法人等が助成金の支給の実績を記載した書類の提出	別記様式第十四号	当該法人のうち知事が所轄するものについては、当該書類

(別記)
様式第1号 (第2条関係)

特定非営利活動法人設立認証申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

申請者 ^(ふりがな)住所又は居所
氏名 ^(ふりがな)
電話番号

印

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、申請します。

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 従たる事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的
- 6 特定非営利活動促進法別表に掲げられた活動のうち、主たる目的として該当するもの

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第2号（第2条関係）

特定非営利活動法人定款変更認証申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

所在地
法人名
代表者氏名
電話番号

㊟

次のとおり定款を変更することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、申請します。

- 1 変更内容
- 2 変更理由

- 注 1 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第3号（第2条関係）

特定非営利活動法人合併認証申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

甲 （ふりがな）
所在地
（ふりがな）
法人名
（ふりがな）
代表者氏名 ⑩
電話番号

乙 （ふりがな）
所在地
（ふりがな）
法人名
（ふりがな）
代表者氏名 ⑩
電話番号

次のとおり合併することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第34条第4項の規定により、申請します。

- 1 合併後存続し、又は合併によって設立される特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 従たる事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的
- 6 特定非営利活動促進法別表に掲げられた活動のうち、主たる目的として該当するもの

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第4号（第2条関係）

認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

所在地

（主たる事務所）

法人名

代表者氏名

㊟

電話番号

次のとおり特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の認定を受けたいので、申請します。

設立年月日	平成 年 月 日	
事業年度	月 日～ 月 日	
過去の認定（特例認定）の有無 （過去の認定（特例認定）の有効期間）	有（認定・特例認定）・無 平成 年 月 日から平成 年 月 日	
認定（特例認定）取消しの有無 （認定（特例認定）の取消日）	有（認定・特例認定）・無 平成 年 月 日	
パブリックサポートテスト基準 （法第45条第1項第1号の基準）	<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則（法第45条第1項第1号イ） <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人（特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）第5条第2項） <input type="checkbox"/> 絶対値基準（法第45条第1項第1号ロ） <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人（法第45条第1項第1号ハ）	
現に行っている事業の概要		
従たる事務所の所在地	左記の事務所の責任者	
	氏名	役職
電話番号		
電話番号		

- 注 1 不要の文字は、消すこと。
2 「パブリックサポートテスト基準」は、該当する基準にチェックをすること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 5 号（第 2 条関係）

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

所在地
（主たる事務所）
法人名
代表者氏名
電話番号

印

次のとおり特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 51 条第 2 項の認定の有効期間の更新を受けたいので、申請します。

認定の有効期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
認定の有効期間の満了日の 6 月前の日	平成 年 月 日	
認定の有効期間の満了日の 3 月前の日	平成 年 月 日	
事業年度	月 日～ 月 日	
パブリックサポートテスト基準 （法第 45 条第 1 項第 1 号の基準）	<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則（法第 45 条第 1 項第 1 号イ） <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人（特定非営利活動促進法施行令（平成 23 年政令第 319 号）第 5 条第 2 項） <input type="checkbox"/> 絶対値基準（法第 45 条第 1 項第 1 号ロ） <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人（法第 45 条第 1 項第 1 号ハ）	
現に行っている事業の概要		
従たる事務所の所在地	左記の事務所の責任者	
	氏名	役職
電話番号		

- 注 1 「パブリックサポートテスト基準」は、該当する基準にチェックをすること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第6号（第2条関係）

特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

所在地
（主たる事務所）
法人名
代表者氏名
電話番号

㊟

次のとおり特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第58条第1項の特例認定を受けた
いので、申請します。

設立年月日	平成 年 月 日	
事業年度	月 日～ 月 日	
過去の認定（特例認定）の有無	有（認定・特例認定）・無	
現に行っている事業の概要		
従たる事務所の所在地	左記の事務所の責任者	
	氏名	役職
電話番号		

- 注 1 不要の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第7号（第2条関係）

特定非営利活動促進法第63条第1項又は第2項の
合併の認定を受けるための申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

所在地

（主たる事務所）

法人名

代表者氏名

㊟

電話番号

次のとおり、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第63条 第1項
第2項 に規定する合併
の認定を受けたいので、申請します。

合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名			
合併後の代表者の氏名			
合併後の主たる事務所の所在地	電話番号		
合併前の法人における認定（特例認定）年月日	認定 ・ 特例認定 平成 年 月 日		
合併前の法人における認定（特例認定）の有効期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
パブリックサポートテスト基準 （法第45条第1項第1号の基準）	<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則（法第45条第1項第1号イ） <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人（特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）第5条第2項） <input type="checkbox"/> 絶対値基準（法第45条第1項第1号ロ） <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人（法第45条第1項第1号ハ）		
法人名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併によって消滅する法人名 （代表者名）	電話番号		認定 特例認定 上記以外
合併によって消滅する法人名 （代表者名）	電話番号		認定 特例認定 上記以外

- 注 1 不要の文字は、消すこと。
2 「パブリックサポートテスト基準」は、該当する基準にチェックをすること。
3 区分欄は、該当する区分を「○」で囲むこと。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 8 号（第 4 条・第 14 条関係）

特定非営利活動法人登記完了届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

所在地

法人名

代表者氏名

電話番号

㊞

設立

平成 年 月 日付で認証された特定非営利活動法人の の登記を、平成 年

合併

月 日に完了したので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 13 条第 2 項（法第 39 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

注 1 不要の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第9号（第5条関係）

特定非営利活動法人役員変更等届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

所在地

法人名

代表者氏名

電話番号

㊞

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

変更年月日	変更事項	役員区分	氏 ^{（ふりがな）} 名	住所又は居所

- 注 1 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所又は居所の異動、氏名の変更を記載し、また、欠員補充のため、又は増員によって役員に就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任の記載だけで足りる。
- 2 「役員区分」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 3 氏名の変更の場合には、「氏名」の欄に変更前の氏名を括弧を付して併記すること。
- 4 「住所又は居所」の欄には、広島県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に規定された書面によって証される住所又は居所を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第10号（第6条関係）

特定非営利活動法人定款変更届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

所在地

法人名

代表者氏名

電話番号

㊞

次のとおり平成 年 月 日付けで定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。））により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

1 変更内容

2 変更理由

注 1 1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第11号（第6条関係）

特定非営利活動法人事業報告書等提出書

平成 年 月 日

広島県知事様

所在地

法人名

代表者氏名

電話番号

㊟

次に掲げる前事業年度（平成 年 月 日から平成 年 月 日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 12 号（第 6 条関係）

認定特定非営利活動法人等の定款変更の認証を受けた場合の提出書

平成 年 月 日

広島県知事様

所在地
（主たる事務所）

所在地
（従たる事務所）

法人名

代表者氏名

⑩

電話番号

認定特定非営利活動法人 特例認定特定非営利活動法人 として、次のとおり特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、法第 52 条第 2 項（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により、提出します。

- 1 変更の認証日
- 2 変更の内容

- 注 1 不要の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 13 号（第 6 条関係）

認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等提出書

平成 年 月 日

広島県知事様

所在地
（主たる事務所）
法人名
代表者氏名
電話番号

㊟

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 55 条第 1 項（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により、**認定特定非営利活動法人**として次の 1 から 3 までの書類を提出します。
特例認定特定非営利活動法人

認定(特例認定)の有効期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
事業年度	平成 年 月 日～平成 年 月 日
1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の特定非営利活動促進法施行規則（平成 23 年内閣府令第 55 号）で定める事項を記載した書類	
3 法第 45 条第 1 項第 3 号（ロに係る部分を除く。）、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	

- 注 1 不要の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 14 号（第 6 条関係）

認定特定非営利活動法人等が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

平成 年 月 日

広島県知事様

所在地
（主たる事務所）
法人名
代表者氏名
電話番号

㊟

認定特定非営利活動法人 特例認定特定非営利活動法人 として助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 55 条第 2 項（法第 62 条において準用する場合を含む。）に規定する助成の実績を次のとおり提出します。

支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助 成 対 象 の 事 業 等
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	

- 注 1 不要の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 15 号（第 7 条関係）

定款変更登記完了提出書

平成 年 月 日

広島県知事様

所在地

法人名

代表者氏名

電話番号

印

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 7 項（法第 52 条第 1 項（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

特定非営利活動法人解散認定申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

所在地
法人名
代表者氏名
電話番号

㊟

次のとおり特定非営利活動促進法第 3 1 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人の解散の認定を受けたいので、申請します。

- 1 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能となるに至った事由
- 2 残余財産の処分方法

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

特定非営利活動法人解散届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

法人所在地
名称
清算人住所又は居所
氏名
電話番号

印

次のとおり解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により、届け出ます。

- 1 解散年月日
- 2 解散事由
- 3 残余財産の処分方法

注 1 解散事由は、特定非営利活動促進法第31条第1項第1号（社員総会の決議）、第2号（定款で定めた解散事由の発生）、第4号（社員の欠亡）又は第6号（破産手続開始の決定）に規定する事由を明記すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

特定非営利活動法人清算人就任届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

法人所在地
名称
清算人住所又は居所
氏名
電話番号

印

次のとおり清算人として就職したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

- 1 清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就職した年月日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第19号（第11条関係）

特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

法人所在地
名称
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

⑩

次のとおり特定非営利活動促進法第32条第2項に規定する残余財産を譲渡することについて認証を受けたいので、申請します。

- 1 譲渡する残余財産
- 2 残余財産の譲渡相手先

- 注 1 残余財産の譲渡相手先が複数ある場合は、それぞれ譲渡する残余財産を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第20号（第12条関係）

特定非営利活動法人清算終了届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

清算人 住所又は居所
氏 名
電話番号

㊟

次のとおり法人の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

- 1 特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 清算終了年月日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第21号（第15条関係）（表 面）

第 号
身 分 証 明 書
職 名 氏 名 生年月日 年 月 日
特定非営利活動促進法第 41 条第 1 項又は第 64 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による検査を行う者であることを証明する。
平成 年 月 日
広島県知事 氏 名 印

注 用紙の大きさは、横 8 センチメートル、縦 10 センチメートルとする。

（裏 面）

特定非営利活動促進法抜すい
（報告及び検査）
第 4 1 条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
3 第 1 項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
（報告及び検査）
第 6 4 条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
7 第 4 1 条第 3 項及び第 4 項の規定は、第 1 項又は第 2 項の規定による検査について準用する。

様式第 22 号（第 17 条関係）

認定特定非営利活動法人等の代表者変更届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

所在地
（主たる事務所）
法人名
代表者氏名
電話番号

㊞

次のとおり 認定特定非営利活動法人 である当法人の代表者を変更したので、特定非営利活
特例認定特定非営利活動法人
動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 53 条第 1 項（法第 62 条において準用する場合を含む。）の
規定により、提出します。

変更年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所

- 注 1 不要の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。